

亀山市告示第 1 0 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により地縁による団体の告示事項変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 2 年 5 月 2 1 日

亀山市長 櫻 井 義 之

1 変更があった地縁による団体の名称

北辺法寺倶楽部

2 変更があった事項及びその内容

（ 1 ） 区域

変更前 亀山市辺法寺町のうち安楽川左岸・東名阪自動車道
西側の区域及びこれに隣接する亀山市辺法寺町字原田
8 0 9 番地の 3 の区域

変更後 亀山市辺法寺町のうち安楽川左岸・東名阪自動車道
西側の区域及びこれに隣接する亀山市辺法寺町字原田
8 0 9 番地 3 の区域

（ 2 ） 主たる事務所の所在地

変更前 三重県亀山市辺法寺町 2 1 8 番地の 1

変更後 三重県亀山市辺法寺町 2 1 8 番地 1

（ 3 ） 規約に定める解散の事由

変更前 本会は、地方自治法第 2 6 0 条の 2 第 1 5 項において準用する民法第 6 8 条第 1 項第 3 号及び第 4 号並びに第 2 項の規定により解散する。

変更後 本会は、地方自治法第 2 6 0 条の 2 0 の規定により解散する。

3 変更の年月日

令和元年 1 2 月 2 2 日

4 変更の理由

（ 1 ） 平成 2 1 年 3 月 2 8 日戸籍電算化に伴う戸籍の改製により、

枝番「の」が削除されたことによる

(2) 地方自治法の改正による